

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サ

ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の

一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十二条の七（略）</p> <p>一 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数</p> <p>二 区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数</p> <p>三 区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数</p> <p>四 区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数</p> <p>2 条例附則第九条第一項及び第二項の規定の適用を受ける者に関する前項の規定の適用については、同項第二号から第四号までの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数に二分の一を乗じて得た数」とする。</p> <p>（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する従業者）</p> <p>第三十二条の二（略）</p> <p>一 区分命令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数</p> <p>二 区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数</p>	<p>第三十二条の七（略）</p> <p>一 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数</p> <p>二 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数</p> <p>三 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数</p> <p>四 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数</p> <p>2 条例附則第十条第一項及び第二項の規定の適用を受ける者に関する前項の規定の適用については、同項第二号から第四号までの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数に二分の一を乗じて得た数」とする。</p> <p>（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する従業者）</p> <p>第三十二条の二（略）</p> <p>一 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数</p> <p>二 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数</p>

三 区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数  
四 区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

附則

1 (略)

2 (居宅介護等の利用に関する特例)  
条例附則第九条第一項の規則で定める者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当する者とする。  
3 条例附則第九条第二項の規則で定める者は、区分命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当する者とする。

三 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数  
四 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

附則

1 (略)

2 (居宅介護等の利用に関する特例)  
条例附則第十条第一項の規則で定める者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当する者とする。  
3 条例附則第十条第二項の規則で定める者は、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当する者とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。